

自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会（第1回）

平成23年7月22日

【事務局】 本日は大変ご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会の第1回の会合を開会いたしたいと思います。

本日、座長が選任されますまで議事進行を務めさせていただきます総務省高度通信網振興課の松田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、まず初めに、お手元の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

白い紙でクリップでとめてある資料が本日の配付資料でございまして、まず一番最初に議事次第が1枚ございまして、その後に、「開催要領（案）」が書いてございます資料1がございまして、次に、資料2として、「自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会の取組内容」という紙がございます。その後、資料3で、「文字情報基盤構築事業の概要」というペーパーがございます。その後、参考資料が3点ございまして、1つは「自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ」の資料がございまして、参考資料2として、「クラウドサービス導入による効果提案項目（例）」がございます。最後に、参考資料3としまして「市町村が使用する外字の実態調査について」という文書、アンケート調査依頼文書を付けさせていただいています。

以上、お手元の資料に不備等ございましたら、お知らせいただきますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

資料1の裏面をご覧いただきますと、本日の研究会の委員の名簿が付いてございますので、こちらをご覧いただきながら、適宜、簡単にお名前を呼ばせていただきますので、簡単にお立ちになるなどして確認させていただけたらと思います。

ではまず初めに、委員の先生を50音順に紹介させていただきます。

まず、植村様でいらっしゃいます。

【植村委員】 植村です。よろしくお願いします。

【事務局】 続きまして、小出様でございます。

【小出委員】 小出です。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、須藤様です。

【須藤委員】 須藤です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、橋本様でございます。

【橋本委員】 橋本です。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、原田様でございます。

【原田委員】 原田です。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、村田様でございます。

【村田委員】 村田でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、山澤様でございます。

【山澤委員】 山澤です。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、オブザーバーの方を 50 音順にご紹介させていただきたいと思います。

まず、伊駒様でいらっしゃいます。

【伊駒主席研究員】 伊駒と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 田代様でございます。

【田代センター長】 田代でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 武藤様でいらっしゃいます。

【武藤企画部担当部長】 武藤です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 皆様、今後よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本研究会は非公開としておりますけれども、資料と議事録については、後日、ホームページで公開することとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、こちら、本研究会の事務局を紹介させていただきたいと思います。

まず初めに、総合通信基盤局高度通信網振興課長の小池でございます。

【小池高度通信網振興課長】 小池でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、情報流通行政局地方情報化推進室長の西泉でございます。

【西泉地方情報化推進室長】 西泉です。どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、自治行政局地域情報政策室長の濱島でございます。

【濱島地域情報政策室長】 濱島でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、自治行政局住民制度課長の代理で出席しております本人確認情報保護専門官の浦上でございます。

【浦上本人確認情報保護専門官】 浦上でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 次に、自治税務局都道府県税課税務管理官の荻澤でございます。

【荻澤都道府県税課税務管理官】 荻澤でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 それでは、本日の会議開催に当たりまして、高度通信網振興課長の小池からごあいさつを申し上げます。

【小池高度通信網振興課長】 それでは、簡単にごあいさつ申し上げたいと思いますが、本日はお忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

総務省におきましては、自治体クラウドの導入につきまして、もうご承知のことかと思いますけれども、昨年9月から自治体クラウド推進本部を立ち上げまして、そのもとに有識者懇談会を開催させていただいておりまして、その際には、須藤先生にも大変お世話になったわけでございますけれども、こういった体制のもとでさまざまな課題の検討を進めていますといっているところでございます。

今年の6月末でございますが、この懇談会のとりまとめ及びそのとりまとめの中でも触れておりましたけれども、「クラウドサービス導入による効果提案項目（例）」につきまして、これもまた取りまとめまして周知をさせていただいたところでございます。

その懇談会の席上ご指摘があった内容、それについてはとりまとめでも触れているわけですが、やはり何点かある中で、ベンダーごとに自治体のシステムのデータの表現形式が異なっている、これがベンダーロックインの原因になっているというような点、あるいは自治体の独自外字の問題といったことについて、これは何とかすべきだというふうなご指摘が強くございました。

こういったご指摘を受けまして、今年度の事業としてこれから調査に取りかかるという状況でございまして、それを受けての研究会の設置となつたわけでございます。皆様方には、こういった趣旨をご理解いただきました上で、ぜひともご協力賜ればとお願いを申し上げた次第でございます。

3月には東日本大震災のこと等ございまして、自治体のクラウドサービスに対する関心もまた一段と高まつてると私どもは認識しております。皆様方からのご意見をちょうだいしつつ、引き続き今後のクラウド推進に向けての取り組みを総務省としても一生懸命努めてまいりたいと思いますので、引き続き皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りたく考えており

ます。

以上、簡単ではございますけれども、私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

【事務局】 それでは、引き続きまして資料1をご覧いただきたいと思います。

こちらが、「『自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会』開催要領（案）」ということでご提案させていただきたいと思います。

まず初めに、この「要領（案）」について、何かご意見はございますでしょうか。

それでは、特にご意見がないということで、こちらを「開催要領」とさせていただきままでの、よろしくお願ひいたします。

それでは、「開催要領」に基づきまして、座長の選任をさせていただきたいと思います。

一応、座長につきましては、委員の互選をもって定めるということにさせていただいておりますので、どなたかご推薦をお願いしたいと思いますけれども、特にございませんようでしたら、差し出がましいようですけれども、事務局からは須藤先生に座長をお願いできたらと考えておりますけれども、皆様、ご承認いただけますでしょうか。

（拍手）

【事務局】 それでは、ご承認いただけたということで、この後の議事進行につきましては、須藤座長にお願いしたいと思いますので、須藤座長、よろしくお願ひいたします。

【須藤座長】 それでは、微力ですけれども、座長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ちょっと座ってごあいさつさせていただきます。

これは我々とはちょっと違う組織ですけれども、昨日の午後、情報通信審議会政策部会が開催されまして、私が部会長を拝命しておりますが、そこで「中間答申（案）」を審議していただきまして、何とか無事に通すことができて、夕方、記者会見でその概要を発表し、それから、来週月曜日に、総会において私から平岡副大臣にご説明して正式承認、段取りとしてはそこまで、あとはそれを踏まえた形で来年度概算要求にもう動き出すと思います。

正式答申は来年の今ごろ行うことになりますが、これは地上デジタル放送の次の巨大政策で、今後10年をテレコムで規定する巨大政策になります。その中ではっきりとテレコム側に書き込んでいただきましたけれども、このプロジェクト、ここの自治体クラウドは、自治行政局とテレコムの連合でやらなければいけないところをさらに行行政管理局も関わら

ないといけないところですが、自治体クラウドを明文化、地域政策の柱にするということは書き込んでいただきました。これをベースにして、事務局の原案で文書に書いてあります、縦割りの情報化は進んだけれども、横軸を通す、特に医療、地域社会の重要なアカターのデータを連携させるということを謳っています。

ということは概算要求を持っていける大きな枠ができたということになりますので、そこで、この研究会の意義は非常に明確化すると。その基礎を作っていくための研究会であるということが言えると思います。

ちょっとご紹介しておきますと、その会議場で委員から幾つか、何人かの委員から、まだ骨が見えない、もっと骨を出せということがあって、勘弁してくださいと。月曜日、答申を出さないといけない、今からの改修は困難であって、来年度の最終答申までに何とか反映させます、事務局、それでいいですね、と言ったら、お願いしますということでしたが、記者会見が終わった後、骨を出しましょうと。関係機関にご協力を願って、もうちょっと25日の段階でも骨が出るような形で報告をしていただこうと思います、よろしくお願いしますということでしたので、それは何かというと、スマートグリッドを連携させる、自治体クラウドはそのためにも核になるものであるということになります。

そういう意味では、かなり大きいことが、今、起きつつあるので、頑張っていただきたいと思います。そういう意味では、この意義は、繰り返しますけれどもより鮮明になっております。よろしくご検討のほどをお願いします。

ちょっと長くなりましたが、ごあいさつにかえさせていただきます。

それでは、まず事務局より配付されている資料の説明をお願いいたします。

【小池高度通信網振興課長】 それでは、お手元の資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思いますが、資料2の研究会の取り組み内容の資料を中心にご説明申し上げたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたけれども、本研究会につきましては、有識者懇談会のとりまとめにおいて触れられました2つの項目について対象とするものでございます。

まず、その第1点目につきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。

中間標準レイアウトの作成における標準化についてでございますが、概要でございますけれども、自治体による事業者の選択権を実質的に確保するという目的になりますが、旧システムから取り出したデータを新しいシステムで使用するために用いる各ベンダーごとの中間標準レイアウトのデータ形式を標準化していくというものでございます。

作業方法につきましては下に書かれてございますけれども、まず、対象項目については、一部のベンダーの現行の中間レイアウトにしか存在しない独自項目については除外する、残ったものについては対象とする、という趣旨でございます。

それから、(2)の標準化内容ということで具体的に書いていますけれども、項目名称、これも一般的な項目名称を採用する。それから、データ型でございますが、これについて最も共通的に使用されると考えられるもの、それから桁数については原則として最大桁数の採用といった内容について、基本的な考え方を整理しています。

その他ということで、(3)ですが、XMLに対応可能となるような定義といったことについても留意していくという留意点を記載しております。

2ページは、今申し上げたことについて、ポンチ絵といいますか、わかりやすく書いたものでございますが、(1)対象項目については、ここにちょっと例を書いていますけれども、A社独自の項目については、これはさまざま、ベンダーごとによって独自のものがその中にはあり得るわけですが、共通なもののみを対象としてレイアウトを構成していくという考え方でございます。

(2) 標準化内容についても、先ほど申し上げた4つの項目につきまして、それぞれ、こういうイメージということで記載をしていますが、これはまた後ほどご覧いただければと思います。

3ページでございます。

今後、具体的な作業をする際に、どういうシステムについて対象とするのかといったことにつきましては、今、これに23のシステムを列挙しておりますけれども、一応、こういったものを対象としております。実は自治体の業務はこれだけではなくてたくさんあるわけですけれども、いわゆる主な法定業務、それから主な内部管理業務、内部管理業務としては右の21から23までの3つになりますが、残りの業務については法定的な業務という位置づけになりますが、こういったものを対象としまして、下のポツにありますように研究会のもとに、これは別途契約をいたしますけれども、中間標準レイアウトワーキンググループを設置しまして、原則としてこういった上記業務につきまして、類似性・関連性を考慮してグループ分けを行って、グループごとに作業するというふうなイメージでございます。イメージについては、後ほどのスケジュールのところでも出てまいります。作業については、総務省において受託者を別途調達する予定でございます。

それから、2つ目のポツですが、上記業務の個別の定義については、法定業務の範囲や

あるいは地域情報プラットフォームの対象業務などを踏まえながら、必要に応じて別途定義を行うというものでございます。

法定されている業務については当然ですけれども、各自治体共通の業務をしているという前提がございますので、やはりそういったものを中心にしてできるだけ取り込むという基本的考え方で今のところ構成をしているところでございます。

それから、4ページでございますが、今後、具体的な作業をするに当たりまして、どういう体制でやっていくのかという、体制なり進め方になるのかというイメージでございます。

今申しましたように、「研究会」が真ん中にありますけれども、その左側に「中間標準レイアウトワーキンググループ」という四角がございます。ここは別途契約を行いますけれども、この契約で決定されました委託業者におきまして、まず①の原案作成をしていただく。これは、みずからの持っている中間レイアウトをベースにして原案を作成していただくわけですが、これを、②にございますように関係ベンダーとの調整をする必要がございます。先ほどの対象のシステムについては、全国でいろいろな業者の方が標準パッケージを作っているわけでございまして、こういったベンダーにつきましては、早い段階でリストアップをして登録しておくという形にいたしまして、そこからこの原案につきましての意見を収集しまして、さらには調整の上、「中間標準レイアウト（案）」というものを作成するということを考えております。

この案を③の「提出」ということですが、研究会にまた提出していただきまして、「承認」という形になりますけれども、ご覧いただいてチェックしていただくということになります。でき上がりについては、右にありますけれども総務省に帰属する形でレイアウトとして登録していくという形になります。

主な内容、進め方については、こういった進め方ではどうだろうかというふうに事務局では考えているところでございます。

5ページが、その具体的な作業のイメージ、スケジュールでございます。

一番上に「研究会」の欄がございますが、7月22日ということで第1回の立ち上げをしたわけですが、基本的な考え方の整理を行っているところでございます。

それを受け、「中間標準レイアウトワーキンググループ」、真ん中にございますが、先ほどもちょっと触れましたように、システムの類似性等を踏まえて、この場合ですと5つのグループに分けていますが、ここは若干提案によっては契約時に別のやり方もあり得る

と思いますけれども、1つのやり方として5つのグループに分けてはどうかというふうなことで記載しているものでございます。

例えば第1グループ、住民基本台帳、印鑑登録等でございますが、こういったものからまず着手していただきまして、その進行状況なども踏まえまして、第2、第3、第4、あるいは第5グループという形で順次進めていく。先ほど申しましたように原案作成に引き続いての関係ベンダーとの調整といった作業がございますので、数カ月そういった作業がそれぞれ続くものと考えております。

上の研究会におきましては、作業内容の確認をしていただきつつ、最終の2月・3月段階では、その最終的な確認、あるいはとりまとめ案についてのご検討をいただくというふうな流れで考えているところでございます。

以上が、中間標準レイアウトについての今後の作業のイメージでございます。

続きまして、もう1点の「自治体の外字の実態に関する調査」についてご説明したいと思いますが、6ページからでございます。

自治体の外字につきまして、これは皆様、どういう問題があるかについてはご承知のことかと思いますけれども、現在、全国の自治体向けに市町村向けでございますが、外字に関するアンケートを実施中でございます。それについては、参考資料の3ということでそのアンケートの資料をお付けしておりますけれども、第1段階としては、どういう規模でといいましょうか、大体何字ぐらいの独自の外字があるのかという数字的なものを今お聞きしております、第2段階で実際に提出していただくというふうな段取りを想定しております。現在、被災3県岩手・宮城・福島を除くすべての自治体に対してアンケート調査を実施しているところでございますが、最終のデータの集計そのものは8月になってからということでございます。現時点できちんと聞いておりますと、大体やはり各団体、1,000字とか、多いところだと2,000とか、そういった数字が出てきているようでございまして、全体としてはやっぱり100万字を超える数字が出てくるのではないかと予想しております。

左側の四角でございますが、仮に自治体から提出があった外字ということで多くの外字が出てくると想定しておりますけれども、それを右側の「文字情報基盤漢字」というものに突合する作業を想定しております。

文字情報基盤漢字につきましては、後ほどIPAの田代センター長からご説明をしていただけるものと想定しておりますけれども、戸籍統一漢字と、それから住基統一文字をひ

つくるめた約6万字の文字情報基盤というものが、今、構築をされようとしているところでございますが、これと突合をいたしまして、それに例えればA' という自治体から提出があった外字があるとしますと、それに類似する文字をそこにAからA'、A" という形で例示していますが、こういった類似した文字を抽出すると。で、③としまして、その候補の文字から目視による同定作業を実施するというふうな作業のイメージで同定作業をしてまいりたいと考えております。

右側に移りまして同定結果についてはどうするのかということではありますと、もちろん全体の概要については本研究会でとりまとめるわけでございますが、中ほどにありますように同定結果を協力自治体に提供するということでございます。

具体的なイメージとしては、この次の7ページにまとめておりますように、例えばある〇〇市の外字情報が左の上にありますような形で提供があったというふうなことを想定いたしますと、文字情報基盤漢字、右側にございます、これと突合しますと、左下にありますように同定できるものと、それから、右下にありますような同定できないもの、両方に分かれるわけでございまして、左側については、自治体ごとに字形と識別番号とを対応させた一覧表、また、同定できなかった文字についても一覧表を協力自治体にお送りするというふうな、こういうイメージで作業に取り組むという考え方でございます。

こちらの作業のスケジュールにつきましては、8ページで記載しております。本日、基本的な方針についての検討をお願いしているわけでございますが、並行して今、下にありますように事務局でアンケートを実施しております、8月5日に締め切る予定でございますが、それを踏まえまして別途の契約作業がございます。同時に外字の提出もお願いするということで、提出いたしますという自治体、大体のかなりのパーセンテージで提出していただけるという見込みが今のところございますので、そこから提出していただきまして、実際には外字同定作業というものに取りかかるという予定でございます。とりまとめについては、年度末を予定しているということでございます。

以上、2つの検討項目についての今後の進め方についてざっとご説明申し上げたわけでございますが、それぞれ別々に契約をこれからまた結ばせていただきまして、できるだけ早目に作業に取りかかるようにしてまいりたいと考えています。

それから、この資料2につきましては以上のとおりでございますが、参考資料としまして、先ほどちょっと触れましたけれども、有識者懇談会のとりまとめの資料を参考資料1としてお付けしております。本研究会に関する記述としては、とりまとめの資料の13ペ

ページにございますけれども、「相互運用性を具体的に確保する取組」、②のところの i と ii 、ここで指摘されている内容について本研究会では取り扱うものでございます。

それから、関連の資料として参考資料2「クラウドサービス導入による効果提案項目(例)」につきまして、これも30日に周知しましたけれども、関連の資料ということでお付けしているということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

ご意見、ご質問等はあろうかと思いますけれども、まとめて後で意見交換をしていただきたいと思いますので、続きまして、引き続き外字調査との関係で、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の田代センター長から文字情報基盤についてご説明をお願いいたします。

【田代センター長】 IPAの田代と申します。本日はありがとうございます。

文字情報基盤についてご説明させていただきたいと思います。

この文字情報基盤構築事業、この事業そのものは、昨年の経済産業省の委託事業として実施したものでございます。それの前から、IPAとしまして日本の文字を日本人が自分でちゃんとといじって、それを検討してどんどん改良していくようにしようということです IPAフォントというものを無料で提供するということをやっておりまして、そのフォントのためのいろいろ整備のためのインフラ等も整えていたんですけども、そういうこともありますし、文字情報基盤に関する事業をIPAで受託することができました。

この最初のほう、経済産業省様の資料でございますけれども、3ページから始まっていますけれども、文字をめぐる環境ということで、なぜこういうことを経済産業省が進めることになったのかといった背景の説明でございます。この辺は、本日ご参加の、特に自治体様はいろいろその文字の問題等はご存じだと思うので、背景の説明はちょっと冗長かもしれませんけれども、ざっとさせていただきたいと思います。

住民の方とか、やはり個人のアイデンティティをということで先祖から引き継いだ文字を大事にするというようなことがございます。一方、文字というのはコンピュータでどんどん使われるようになっていて、なるべく簡単にコード化してその文字に番号を振つてそれを簡単に使えるようにしていく、それがシステムを超えて、あるいは国を超えて簡単に情報交換が必要とされている。行政機関としては、その住民に対するサービスは当然必要ですし、また、その業務の効率というものも必要だと。そういった、人間

としてこんな字が欲しいという要求、それから技術的にどれぐらい実現できるのか、そのコストはどうなのかという要求、それから業務の効率化をどうすればいいか、その辺でさまざまな角度からさまざまの方向へ向かっての要求がございまして、こういうものをどうやって折り合いをつけていくのかと、そういうことについての検討を始めていたわけです。

例えばこの4ページにありますように、現在、日本で多く使われている文字ということで、この「住民基本台帳ネットワーク統一文字」というものと「戸籍統一文字」というもの、これが人名などに使う漢字として用いられているわけですけれども、その他に、社会生活でいろいろ規定されている文字としましては常用漢字ですとか、常用漢字に当たらぬのだけれどもJISとして使っているというような形の表外漢字とか、いろいろなものが提示されて、それぞれの場で使われてきたということになります。

5ページのところですけれども、このアイデンティティ的なものとして例えば異体字で、これは「ワタナベ」の「べ」というところに使われることの多い字ですけれども、さまざまなものがあると。これは意味は違うのかというと、意味が違うというわけではないと。ただ、その字の形が違っているという意味で、多様性あるいはアイデンティティというものに属するような字のものであると。

下に行くと、交換性や意味ということで、これはもう「辺」という字1つ、こういう一番簡単な字が1つあれば十分だろうと、そういう議論もありまして、それに基づく常用漢字といった文字セットになるわけです。こういうように、文字セットごとにその用途がいろいろあるという形になっております。

そうすると、現在、普通のコンピュータで使える文字は、この5ページのところでいくと、下から2つ目位ぐらいのJIS漢字コードのあたりの文字はどのコンピュータでも使えるという状況なんですが、そうすると、そういうものを相手にしてWebサービス、インターネットのサービスといったものが、今、構築されるわけですが、そういったところで6ページのような、これは例えば衆議院のページですけれども、衆議院の議員の先生の実際の自分をこうやって書いているという、自分の字をこのように書くのだという字がインターネットを通して普通のコンピュータに表示するようなところでは使えない、その結果、インターネット上はこういうふうに出るのだけれども、本当はこうなんですという説明のページをグラフィックで表現するようなのが衆議院のページには置いてある。こういうところで衆議院の議員の方の何人ぐらいがそういう、いわゆる普通のJISで表現でき

ない文字を使っているかということを集計すると、大体 5 % ぐらいということで、そういうことで国民の 5 % がお困りなのではないかということが類推されるといったことを言つております。

めくっていただきまして 7 ページのところに、では、現実ネットワークを通した文字セットはどんなことが使われているかというようことがございますけれども、e - G o v システムなどでは J I S 範囲、あるいは e - T a x でも J I S の範囲。でも、J I S の少し上のレベルの範囲ということです。そんな、各用途ごとに決められている。

8 ページのところ、これはちょっと厚生労働省さんのホームページなんですけれども、お医者さんの名前をキーにして検索すると、そのお医者さんが本当に免許を持っているのかということが表示されるサイトなのだそうですけれども、ここは外字が、お医者さんの名前は、当然、人名漢字が使われて、医師免許などがちゃんと書かれているんですけれども、それを検索しようと思うと、インターネットの普通の文字では使えない文字が含まれているので、その外字をこのリストの中から探してどうにかしろみたいな面倒くさいことになっているというようなことがあります。

こういったことを何とか解決しようと、そういうものでございまして、ここの 10 ページのところにさまざまな施策が行われたということがございますけれども、この 11 ページをちょっとご覧いただきたいのですが、過去に経済産業省で平成 14 年から 20 年の 7 年間にわたりまして、「汎用電子情報交換環境整備プログラム」という、そういう事業を実施しまして、戸籍文字とか住基文字など、日本でいろいろ使われている文字、特にコンピュータでも使われ始めたいろいろな文字を整理してきちんと並べていこうというような研究をしておるわけです。

今回の文字情報基盤で作った文字は、ここで研究成果を下地にして作ったということになります。この研究は長きにわたる研究でしたけれども、各省庁からいろいろ協力をいただいて、それで財団法人の日本規格協会と国語研究所と情報処理学会とで検討を進めてきた、そういう形でございます。

13 ページのところに、これが昨年度の文字情報基盤の委員会がございます。このような委員会、各業界団体、それから自治体さん、それから省庁の方に集まつていただきまして文字のあり方を検討しつつ、実際にその文字をフォントとしてコンピュータで使える形のデータとして整備したということを行いました。

その 1 つの大きな目的は、先ほどご紹介しましたようなさまざまな文字セットというも

のがあるのですが、その間を結びつけるようなインデックスをきちっと作って、それがだれでも使えるようにする、いわゆる文字の見える化を図ろうということで、そういうものがしっかりとすることによって、今後のシステム開発ですとか、文字の変換ですとかといったものに役に立つことができるだろうと、そういったことを主な目的として開発を行ったわけでございます。

この下のところに「芦田さん」という、これが「芦」の字の異体字ということで出ていますけれども、例えばこういうものを一括して検索できるようなさまざまなバラエティーを持った異体字を一括して検索できるようなシステムというのも整備していくとか、こういったものをきちっと国際的に一貫性のある符号に符号化していくと、そういったことも行ってきたわけでございます。

この16ページのところにちょっと簡単に22年度の成果というものが紹介してございます。調査報告書、先ほどの委員会で取りまとめまして調査報告書を作成いたしました。この中で文字に関するいろいろな問題点とか、文字はどういうふうに使っていくといいのだろうかといった提言のようなものをまとめさせていただいております。

それから、実際、6万文字を入れましたフォントを作っております。それから、文字情報一覧表といいまして、その文字のフォントと、その文字がいろいろな文字セットの中でどういう文字符号が振られているかという、その対応表のようなもの、あるいはさまざまな国語文字でどういう情報を得ることができるかといった、その字典的な情報も入れてございます。こういったものを現在、ここにサイトのURLが書いてございますけれども、ここからダウンロード可能な状態で提供しております。

17ページのところにそのフォントがどういう漢字にコーディングされているのだろうかということをざっと書いてございます。上に戸籍統一文字というものと住基統一文字というものがあって、それぞれに戸籍統一文字が5万5,000字ぐらい、住基統一文字が1万9,000字ぐらい。これは漢字だけを数えております。そういうものがございますけれども、これを、全体をとりまとめて、先ほどちょっと紹介しました汎用電子情報交換環境整備プログラムというところでこれを整理しました。

整理というのは、この戸籍統一文字と住基統一文字は、独立な文字ですので、この字とこの字は同じ文字なので1つにまとめようというときに、それは結構難しい作業だったりするんです。微妙に違っている場合、これは1つにまとめていいのかとか、あるいは、これはやっぱり微妙に違っている、見た目は微妙なんだけれども、これはやっぱり違うので、

しっかりと区別するものであるのかとか、その辺は結構議論が難しくて、それで7年もかかったわけですけれども、そういったところでこの整理をして順番に番号を付けたということをやっております。

まだまだそこは実は完璧ではなくて、今年も少し汎用電子でフォローアップ・プロジェクトということでいろいろ修正作業なども継続しているようですけれども、この22年度の最後のバージョンを我々はたたき台としまして、それを文字情報基盤漢字ということで文字フォントをコンピュータで使える形のフォントにしたわけでございます。

ここにちょっと専門的な言葉になってしまって恐縮なんですけれども、そうやって文字が6万個あるというとき、これに番号を付けてコンピュータの上で使えるようにしなければいけないのですが、その番号の付け方が国際的にISOで決めております。日本は国内標準としてはJISがあるのですが、国際標準としてはISO/IEC10646という標準で文字に番号を付けることになっておりまして、この文字の番号の桁が二進法のとき16ビットでおさまる場所、これをベーシック・マルチリンガル・プレーン（BMP）といいまして、基本的な文字セット、これがあると。それから、その16ビットの範囲に収まらない、はみ出してしまったもの、これが「拡張B, C, D」と書いてありますけれども、「CJK統合漢字拡張B, C, D」、拡張Bと、拡張Cと、拡張Dというのが作業をしたその作業の年度ごとに文字にそういう名前が付いたりするのですが、要するに16ビットで入り切れない、ちょっと大きなビットで扱う文字の範囲というものがございます。

それから、その次にIVD。これはイデオグラフィック・バリエーション・データベースというのですが、文字のコードとしては区別しない、同じコードを付けてしまうんです。非常に微妙な違いなので。だけれども、それを異体字番号というちょっと別な番号を使って、さらにその異体字を区別しようと、こういうやり方がISOで定義されておりまして、そのやり方で文字を識別するようにしよう。

そういう漢字で6万字ですけれども、16ビットの、普通の今どこにでもあるコンピュータで使えるものにいった文字が左の1,872文字と2万3,480文字と、ここにマップされたのはそれだけで、拡張されている、16ビットを超える部分に入ってしまったというのが2万5,000字ほどございまして、さらに、その異体字識別の符号で特別に識別するようになっているのが2,000字ありまして、さらに7,000字というのがまだ、今、コード化されておりませんので、この文字の図形のデータはあって、それを外字登録などをすることによって使うことができるのですが、まだ国際符号は付いていないと、そ

ういう形に現在ではなっておりま

す。
18ページのところにサンプルが付けてございますけれども、これは「邊」という字で、こんな漢字のものがありまして、すべての文字にM J 文字付け番号という名前を入れております。これは、「文字コードを新しく作る」と言うと標準の人に怒られるので、これはあくまで図形名である、図形を識別するための名前でございます、ということにしておりまして、こういうものですべてのフォントの図形を識別するようになっているわけでござります。

それで、今のちょっと17ページに戻っていただきますと、「BMP」と言われるところ、これは普通のコンピュータ、パソコン、そこにあるパソコンすべてで使えます。それから、「拡張B, C, D」というこの部分は、大体ウインドウズXPとか、ちょっと固有名詞になってしまいますけれども、そういった少し新しいものは大体使えます。DVDというところになってきますと、これは今非常に新しいウインドウズ7のOSでは使えるのですが、アプリケーションはまだ対応していないという状態でございまして、そこにあるパソコンで使えるというわけではないんです。ただ、自治体様のところで例えば今でも外字ソリューションといった形でいろいろなシステムをお使いで外字とか使われているわけだと思うんですが、そういった機能を持つところにこのフォントを適用すれば、使えるようになるとは考えております。ただ、一般国民からすべてが使えるようになるには、まだちょっと時間がかかると。ただ、国際標準に則ってコード化しておくことによって、将来の一般国民からのアクセスへの道を開いておくというような考え方でやっているわけでございます。

19ページに、こういったものをまとめた文字一覧表の概要が紹介しております。このように漢字の図形があって、それからM J 図形名の番号が書いてあって、それからユニコード、ISOではどのようにコード化されているか、あるいはJISではどんな番号が付いているのか、住基ネットでは何の番号なのか、戸籍では何の番号なのか、あるいは登記統一文字では何の番号なのかという、そういう各種の文字コードの対応関係がわかるようになっております。それから、画数が幾つかとか、そういったちょっとした辞書的な情報というのも載せてございます。

これは現在ダウンロード可能に提供しておりますけれども、全部ばーっとダウンロードしてから見るのではちょっとわざらわしいということで、簡単にWebのインターフェースで検索できるようなものも提供しております。ただ、この辺はまだ検索のやり方が非常

にプアでございまして、まだあくまで試行版ということでやっております。

それから、文字情報一覧表とか文字フォント、みんな「(検証版)」と書いてあるんですけれども、この意味は、実は住基文字と戸籍文字と全体を整理して汎用電子が文字の一覧表を作りましたというお話をしましたけれども、そのときに住民基本台帳の文字としては区別してあるんですけども、それを、住民基本台帳文字では複数に分かれていたものを1つにまとめてしまったという文字が大体500セットほど発生しております、これは汎用電子をやった専門の方から見ると、この字とこの字は同じでいいのではないかというお考えだったわけですけれども、ただこれは、実際、住基を扱っておられるような現場ではこれは区別して扱う必要があるというようなことで、そういうものを作り分けて——やはり汎用電子で1回まとめてしまったので、我々はそれをたたき台にして文字を作りましたので、そこでまとまったものが1つになってしまっているのですが、これをもう1回作り分けるという作業を、今、しております、それが終わるまでは「検証版」ということ。

それから、実際、今、住民制度課からも少しご意見をいただいたりしておりますけれども、間違いがあったり、もうちょっとあるいは間違いとまでは言えないんでしょうけれども、若干、見解の相違がどこかであったみたいなものもあったり、そういうものについての修正というものも、今、順次やっておりまして、そういうものを一通り終わってから本格的なバージョンとして提供しよう、そういう意味合いでございます。

21ページからは今年度の事業をざっと概要を説明してございますけれども、こうやって1回文字がとりあえず検証版としてできたわけですけれども、これをさらにリファインしていくとか、あるいはその文字にまつわるさまざまな情報を整備していく、あるいはデモンストレーションといったものを実行してさらに普及を図るといったことを計画しております、22ページにありますように、政策的運営体制としまして、内閣官房IT室と、経済産業省と、IPAが共同で文字情報基盤推進委員会というものを設置いたしまして、各専門家の方に集まっていただきしております、この委員長を須藤先生にお願いしております。先月末に第1回目を開催したところでございます。それから、実務的な運営体制としまして、実際、作業をしていくということをIPAが当たっているところでございます。

23ページに、ざっとその工程、これは内閣官房から出ている工程表ですけれども、24ページに、6月末から7月頭、ちょっと正確な日はあれなんですか、「電子行政推進に関する基本指針に係る提言」が出まして、ここで文字情報基盤を活用することが提言

の中にはっきりと出てきておりまして、それに沿ってしっかりと進めていこうということでお今やっています。

25ページ、26ページ、文字の作り分けの、例えば26ページのところにこんな漢字の、例えば住基では分かれていたのが、I P A M j では同じ形になってしまっているので、これを分ける作業をしています。非常に微妙なんですけれども、これは確かに汎用電子のプロジェクトで1つにまとめてしまったのもそれなりの理由があるのも理解はできるわけですけれども、こういったものを再度分けていくといった作業を、今、やっているところでございます。

スケジュールのところにありますように、9月にはこの字の作り分けはすべて完了することになっておりまして、そういうことで今回、こちらの委員会で予定されている外字、各自治体様の外字を同定していく作業については、その作り分けが済んだ字をお使いいただけるというふうに思っております。

その他、29ページのような辞書情報を追加していくとか、異体字の情報を追加していくといった文字一覧表の整備を実施していくというようなことを計画しております、また、31ページ、32ページにありますように、Webを通して多様な漢字を体験していただけけるようなデモンストレーションのようなことを検討するということを考えております。

それから、さらに進めまして自治体様の現場のようなところで、例えば文字の変換、外字と新しい文字との変換をする、あるいはある自治体さんと別な自治体さんとの間での変換にこういう文字基盤の一覧表を使っていただくような、何かの実証実験といったことをやることはできないだろうかということを考えているところでございます。そういったものを踏まえまして、より現場で使っていただきやすくなるような運用ガイドといったものを構築していこう、これも視野に入れて検討しているところでございます。

あとは、文字の見える化を図るということをさらに進めるためにも、データベースを作るといったことも、今、検討しているところでございます。

38ページの最後になりますけれども、今後の検討課題としまして、文字は多ければ多いほどいいのかというと、これは必ずしもそうでもないという利便性の話、そのアイデンティティの話と利便性の話というのでどこに折り合いをつけるかということにもなるかと思うんですが、そういうことで特にこれは法務省様からなどは字の制限についてもぜひちゃんと視野に入れた検討をしてほしいといったことも言われております、そういうこ

との検討、文字はどれぐらいのものがあるとちょうどいいのかといった検討、あるいは個人を識別するときにどういう同定をするのがいいのかというようなことをやはりもう一度改めて考えておく必要もあるのではないかということも思っております。

それから、どのようにして普及させていくか。社会的な面、あるいは自治体、あるいは府省への普及のロードマップといったものも今後の検討課題と考えております。

以上、ざっとでございますけれども、文字の状況でございます。

【須藤座長】 どうもありがとうございました。

これもいろいろご質問等あろうかと思います。昨年度からIPAではかなり入念な検討作業をやっていただいておりまして、また、今年度は総務省との連携で具体的な運用というか実証実験に入るそのための調整作業等も、今、進めています。非常にいろいろな課題を解決していくなければいけませんけれども、何とかやり遂げていただきたいと思います。

それでは、これから皆様からご意見、ご質問を承りたいと思います。意見交換ということで、一応、50分ぐらい確保しておりますので、どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。いかがでしょう。手を挙げていただければ指しますので、よろしくお願ひします。

原田委員、お願ひします。

【原田委員】 ただいま、事務局から丁寧かつ解り易いご説明をいただきました。

電子自治体の実現に向けた本研究テーマであるクラウドの円滑な準備、またはIPAが中心となって進めている文字情報基盤整備、さらにはAPPPLICで進めている地域情報プラットフォーム等々、深く関連するものであろうかと思っておりますが、須藤先生がすべてに深く関わられておられるということで、大変心強く、また、効果的に進めていけるのかなと思っております。

それでは、本研究テーマの中で2点ほど議論していただきたく、または事務局の考えをお聞かせ願いたいと思っているところがございます。

順番は前後いたしますが、資料2の4ページをご覧ください。具体的進め方としましては、本研究会のもと、ワーキンググループを設置することで、効果的な体制になっていると評価しております。

そうした中、ワーキンググループ分担ですが、先般の有識者懇談会からの答申にもござ

いますようにS O Aに基づいた視点も大変重要になろうかと思います。そこで、同資料の5ページをご覧ください。例えば第3グループの業務が収納処理や医療機関等の給付について国保連合会のシステムが大きく関与している事実に立脚すると、第4グループの後期高齢者医療は、どちらのグループへの位置付けがより適切であるかについて、議論いただくとともに、事務局の考え方を伺いたいと思います。

もう1点でございますが、資料2の2ページをご覧ください。中間標準レイアウトの対象項目でございますが、この場合には、A社とB社の2社による例示ですので、当然、片方しかない、1社しかないものについては項目に含めないという考え方になろうかと思います。

ところで、来年7月の施行に向けた外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の改正対応は、現在、地方自治体における全国共通の大きな課題であると考えております。

本市でも、システム開発ベンダーの異なる自治体も含めて、幅広く情報交換をしております。大々的な改修ですので、現行のシステムに法改正対応を適用する方法と、法改正後を想定した新しいパッケージをベースに、そこから自治体ごとに必要なカスタマイズを行う方法があるように認識しております。こうした中、法改正後の新しいパッケージをベンダーごとに3社程度比較しますと、例えば1社だけ備えていない項目や機能等もございますが、一定程度、または半数程度のベンダーが備えている項目または機能であれば、これは内容を吟味した上で、標準レイアウト項目に含めるということが、よりカスタマイズが少ないので、使いやすいパッケージの構築というものに結びつくのではないかと考えております。

S O A的な考え方のグルーピングへの判断根拠ということと、A社独自の項目は中間レイアウトに含めないという考え方について、ご議論またはご説明いただければと思っております。

以上です。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

事務局、何か。

【小池高度通信網振興課長】 まず1点目のこのグルーピングの問題につきましては、システムによっては相当大きなシステムもございますので、原案を作り、かつ全国の関係のベンダーの方の意見を聞いてさらに調整する、これは非常に大変な作業になるだろうということが想定されていまして、ある意味、数が少なければ少ないと簡単にできるとい

うことになるわけですが、そうはいっても現実のいろいろなところの取り組みを見ますと、最低限これぐらいはやらないとまずいだろうということで、今、こういう規模を想定しています。

実際のその作業に当たってグルーピングしてやっていくということはどうしても必要だろうということで、事務局としてこの5ページのようなとりあえず5グループを想定しましたけれども、ここは具体的に今後契約をする際に、提案をある程度していただきながら決めていく形になると思いますけれども、実際の作業の際には、よりやりやすいグループの仕方、適度な大きさで区分けをしていくというふうなことを心がけていかなければいけないと思っております。そういう意味では、これは確定的なものではございませんので、そういう趣旨のものであるということをちょっとご理解いただければと思います。

それから、2点目の外国人・住基の改修等の関係でございますが、法改正が来年7月の施行というようなことですので、パッケージが各社どのくらいできているのかがちょっとよくわからない部分が正直ありますけれども、できているのであれば、当然、それをまたもとにやっていく形になると思いますが、効果として何か足りない部分がもある、それが法定のものであって、ないということであれば、それは問題でございますので、結果的に、そういう何かチェックみたいな効果が働くということは十分考えられますけれども、作業の趣旨としては、そもそもどういう標準レイアウトが一番正しいのかということの中での作業になりますので、効果としてそういうものがあるというのは私もわかりますけれども、趣旨としてはそういう形で作業するということでご理解いただければと思います。

【須藤座長】 原田さん、いかがでしょう。

【原田委員】 結構です。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

それから、これの中間標準レイアウトワーキングのことでお聞きしたいのですけれども、第3グループ、第4グループというのは、厚生労働省の国の委託事務が結構メインになっていますが、ここが結構自治体ごとにデータ・フォーマットがばらばらなんです。

それで、これも先週かな、社会保障改革室の向井審議官と、それから峰崎事務局長にお話ししたのですけれども、自治行政局関係のネットワーク化の対応をされたことがあって、何とか動けるという形で、対応できるものは結構あると。それからあと、国税、地方税の

連携が、今、進んでいますので、これも目途は立つと。ここは財務省がよく頑張ってくれたと。自治行政局もよく頑張ってくれている。しかしながら、第3グループ、第4グループについては相当急いでやらないといけない。これは文字情報についても同様です。

先週、前地域情報政策室長の高地さんが基調講演されて、その後、自治体の方などとパネルディスカッションをビッグサイトでやりましたが、おそらくロックインをかけている団体は、カスタマイズの中でいろいろなものが出てきても我が社では対応できません、対応不能ですと言ってくる可能性があるので、それは要注意ですと自治体の関係者がおっしゃっていましたので、こちら辺も結構入念にチェックをかけないと、幾らでも逃げていくというか、クラウド対応をしないというのがあるので、これはこの中間標準レイアウトもそうだし、それから文字情報についてもそうだし、相当我々のサイドでも相手の出方を見ながらきっちりとやらないといけないということがあると思いますので、よろしくお願ひいたします。

他はいかがでしょうか。

【村田委員】 ちょっと、そもそものところをお聞きしたいんですけども、データ移行のイメージで、旧システムから中間標準レイアウトに移行しましょうというそもそものことがありました、まず、うちの市でこれをすぐに取り込む中間標準レイアウトがあったとして取り組む場合に、最初のデータ移行をやるときには、全然その標準レイアウトになっていないものですから、それを取り出すための費用は結構かかるのかなと。この辺はやはりベンダーの言う費用を自治体が負担しながらやっていくのか、あるいは、何か支援措置を考えてもらってやっていくのかというようなところがちょっと自治体としては気になるのかなと。

【須藤座長】 ありますでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 そうですね、ちょっと説明が十分ではなかったと思いませんけれども、1ページの右上のデータ移行イメージのところにもありますけれども、まず1点は抽出移行ツールを使って、現状では標準レイアウトはありませんけれども、各社、自己の中間のレイアウトというものを持っていて、そこに自分のところの新しいシステムに対して取り込むときにレイアウトを使っていると。で、各社のレイアウト自体も違っていますので、それを標準化しようというふうな発想にあるわけですけれども、ご質問の、ではこれから中間レイアウトに標準レイアウトができたとしてそこにデータを移す、そういう作業についてお金がかかるのではないかという話になると、確かに最終的なといいま

しょうか、我々が考えている1つのパターンとしては、契約段階でその契約満了時にはこの中間標準レイアウトにデータを出してくださいというところまで契約するというのが1つの理想ということで考えています。ですから、例えばたまたまこれから契約を結ぶというときには、まさに標準レイアウトがもし完成しているという前提であれば、それを前提にしてその標準レイアウトまでそのデータを出してくださいというところまで契約してもらう。ただ、現状では、そういう契約を結んでいないというところが普通だと思いますので、データ移行経費がかかってしまうではないか。それは全くそのとおりであろうかと思いますが、これは23年度の地財措置といいますか、これは自治行政局で対応していただいているだけでも、データ移行経費等についての特別交付税措置を財政措置として今年度、措置をする。これはとりまとめにもそういう措置が必要であるということは書かれています。そういう意味では、23年度についてはそういう措置が講じられているわけですが、それはそれとして、先ほど最初に申しましたように、中間標準レイアウトができた後、契約のときにはやはりそれを取り込んだ形で契約を結んでいただくようにしていく、これは我々としては目標にしているところでございます。

【須藤座長】 よろしいですか。

【村田委員】 もう一つ、いいですか。

【須藤座長】 はい、どうぞ。

【村田委員】 文字のことで、先ほどのごあいさつで100万字とおっしゃっていましたし、何かの資料には200万字と書いてあったような資料もあったようには思うんですけども、その200万字もある外字に、私どもの町ではたまたま外字は524文字でわりと少ないんですけども、これをその200万と同定するということを原課の職員としゃべっていたんです。「そんなん、無理やで」と原課の者は言うんですけども、実際、私どもの機械はF A明朝でやっているんですけども、そのフォントと文字のコードといろいろありますよね。その辺の同定は、実際はやっぱり200万字と私どもでは500字で、大きい町だと2,000字ぐらいとおっしゃっていましたけども、それはやはり順番に当たって近いイメージと合わせていくということでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 6万字という、文字情報基盤でお使いいただける漢字と、皆様から提出されてきた文字を1つ1つ突合するんですけども、基本的に先ほどの6ページで突合するというときには、類似した文字を抽出するというのは、機械的にやると。ただ、1個1個これがこの中にあるかどうかをチェックする、同定する作業は、今はどう

しても目視によらざるを得ない。100万字から200万字を規模としては想定されていますけれども、これはある意味、人海戦術でやらざるを得ないということになります。

【須藤座長】 田代さん、何か。

【田代センター長】 文字同定というのは、ある水準までは機械的にできる、そういう技術があるそうでございまして、そこまでは簡単というか、短時間にできると思うんですけども、そこを超えたところ、非常に微妙なところが残る可能性があるんです。「これって同じにしちゃって本当にいいのか」みたいな。

そうなってくると、では、どこで同じ、どのぐらいだったら同じとみなして、どのぐらいだったら区別することにしようかという、あるガイドラインみたいなものをやはり決めなければいけない。その決めるに当たっては、ガイドラインありきではなくて、実はそのガイドラインをここに決めたら、字は幾つに分かれるだろうみたいな、これでは多過ぎてしまうよね、これでは少な過ぎるみたいな、そこも勘案しながら適当なガイドラインを決めて、それに沿った同定のようなことをやる必要があると思います。そういうことをやらないと、ある人とある人では、その字の区別の仕方が違ってしまったりということが起きてくると、後々何か禍根が残るかもしれないということで、その辺は、最初のそういうやり方を決めるに当たってある程度のすり合わせなども含めた慎重な設定が必要ではないかと思います。

あとは、一旦やってしまうと、今度はこの文字情報基盤のこの文字をお使いになっていただいて、一旦それに対して同定すると。その文字に同定すると、その自治体間の後々の作業はとても楽になると思いますので、こういうインデックスがないと、本当にN対Nの関係を全部作らなければいけなくて、それはもう頭が痛くて、もうほとんど実行不可能だったと思うのですけれども、これができることでそれが実現可能な状態になってくれると非常に我々としてもうれしいと思うところでございます。

【須藤座長】 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

【村田委員】 はい。

【須藤座長】 他はいかがでしょうか。

では、お願いいいたします。

【山澤委員】 三条市の山澤と申します。

質問でなく、お願いの筋も当然あるんですけども、新潟県内で14市町村が集まって

共同化に向けた検討を、今、していて、費用対効果が見込める自治体は、来年度クラウド化しましょうというスケジュールを組んでいるんですけども、その中で当然、データ移行という話が出てくるわけですが、私も事前にこの今の案をちょっと見させてもらったんですけども、うちで急ぐというような関係も実はありますけれども、要は各メーカー共通の項目を拾っていって作るというパターンになっていますが、先ほども話があったように、当然、Aメーカーがなくてもほとんどのメーカーが必要としている、要は必須と思われるような項目はぜひまた作って拾ってもらいたいというところはあるんですが、必須と思われる項目はどんなのだろうというところもちょっと考えていたんですが、APP LICさんがここに参加されていますけれども、私どもでも今、データ項目はどうあるべきかを考えているところがありますが、APP LICさんが出している地域情報プラットフォームの標準仕様のデータ項目を見ていくと、もう本当に必須と思われる項目しかないんです、実は。うちとしてはぜひそういうのはやっぱり土台のベースとして考えて、そこから抜けている、本当は必要でしょうという項目、メーカーによってみんな表現の形とか呼び方も含めて若干ずれているところはあるんですけども、そういうのに時間をかけて、本当に各自治体がマスター移行経費がかからないような形の中間ファイルの構築をお願いしたいというのが1点でございます。

結局、はみ出たのは個々での対応になりますということで、結局、そこでお金がまたかかることになるので、やっぱり可能な限りは中間ファイルに拾っていただきたいというようなお願いでございます。

もう1点、漢字の話なんですけれども、ちょっと来るときに参考のために県内の状況を調べていたんですけども、先ほど言った共同化の関係もあるので、実際にしなければならない作業なんですが、新潟県内で後期高齢者医療の関係で広域連合会を作っていて、市町村とのデータのやりとりをするというところで外字を整理しなければだめというところで、今回予定されているような、多分、同じ内容の作業をやられている事例がありました。

内容は、各市町村の外字は1万2,000、新潟県内は合併して、今、30市町村しかないんですけども、その中で1万2,000文字の外字が各市町村から挙がってきて、結果として住基ネットの標準文字に吸収されたものを除いて外字として本当に作らなければだめだったのが3,560文字程度あったそうです。おおむね30%強でしょうか。三条市の実情を見ると、やっぱりおおむね30%ぐらいが外字として存在するような状況になって

いたというような数字がありました。

これは参考のためにこういうのがありましたという程度なんですけれども、前段の話と重なるところはありますけれども、経済産業省でもみんな将来の共通番号制度をにらんでいろいろなサービスが連携をとるという想定で文字の同定ということをやられていると思うんですけども、他の省庁の足並みも見ながら、何とか早目に各自治体で取り組めるような形で実現化していただきたいというお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

西泉さん、何かコメントしますか。

【西泉地方情報化推進室長】 先ほど地域情報プラットフォームについての言及がありましたので、地域情報プラットフォームで定めているデータ項目が、基本的にはシステム間の連携のあるデータ項目、そこにポイントを絞っておりますので、ご指摘のようにシステム全体の持っているデータから見ればごく一部ということになってくるのかなという感じ、そういう状況になっております。

地域情報プラットフォームのデータ項目は、一応、そういうものだということをご理解いただき、また、この研究会では、地域情報プラットフォームのシステム連携になるデータ項目以外も全体として標準化していくういうものでございますので、地域情報プラットフォームで定めているデータ項目をさらに広げていくというか、ぐっと広げていく、そんなイメージになるのかなと思っているところでございます。

ちょっと地域情報プラットフォームの関係がございましたので、補足説明をさせていただきました。

【須藤座長】 小池さん、何かありますか。

【小池高度通信網振興課長】 1点目の項目の数の問題といいましょうか、できるだけ幅広くということかと思います。

1ページ目で書いております趣旨としては、その自治体独自のものをカスタマイズしてどんどん項目数が増えていった分については、そこまではちょっとフォローできませんけれども、法定の業務といいましょうか、共通の業務をやる上ではぜひとも必要なものについては、当然カバーするのだという考え方で整理をしていくということでございます。

そういう意味では、可能な限り広くというのは、それはひとつ考え方としてはございますが、あくまでもその業務をする上で必要な業務、必要な項目、これについてはきちんと

カバーできるような形のものにしていきたいというように考えております。

【須藤座長】 よろしいでしょうか。

【山澤委員】 はい。

【須藤座長】 他に何かございますでしょうか。どのような点でも結構です。

【植村委員】 これからのお会議の検討すべき中身といいましょうか、具体的なことになろうと思いますが、ちょっとイメージがわからないところがあり、教えていただきたいのですが、例えばデータ移行の部分であります、この資料2の1ページに「抽出移行ツール」、それから「取込移行ツール」という中で、中間標準レイアウトが必要であると、中間標準レイアウトでございますから、ある一定の制限のもとで構築していくということかと思いますが、中間標準ファイルと「新システム」との関係がちょっとイメージがわかないのです。各ベンダー云々との表現ですが、多分、皆さんもご存じかと思いますけれども、データ移行は単純移行であったり、加工引取であったり、引き取り手の方が中心のやり方がシステム的に一般的だと思いますが、今、ご存じのように、ここへメニューで出されている業務システム、こちらについては、ほとんどシェア的に言ったら大手、いわゆる3社がというところもありますが、標準化した中間標準ファイルと「新システム」とが連携した関係かどうかイメージがわかないというのが1つあります。ご回答いただける中身かどうかわかりませんが、中間標準レイアウトと新システム間での作業・費用が発生しないこととなるのかどうか。

それと、もう1点、外字のところで田代さんの説明でもずいぶん時間をかけられて、これはもともと、先ほど地域情報プラットフォームの話がありましたけれども、総務省の牧さんが中心的に構想を練られたときにお話をしたこともあるんですけども、そのときに大変であるということをおっしゃっておられました。

この外字については、自治体クラウドとしての取り組みなのか、地域情報プラットフォームでは「民間を含めた」という表現もあったと思いますが、今でもそうなのかどうか、もう少し整理ができないのかなど。外字同定というのは、自治体クラウドだけでなく当然必要ということで、福山市としても総務省がこのクラウドを始める際に同定し、共通的なものが必要でしょうと。各自治体を住民が出たり入ったりしますよと。それから、外国人の住基化ということになると、また、国民ID番号制度の関わりもあると、一本化さればインバートも必要なくなりますと、そういういろいろなお話をさせていただきましたけれども、外字については、インターネット系も含め、今後の運用を視野に入れた取組も必

要かと考えます。公的にも増え続ける外字の扱いについて、一定の代表文字化等をどのように考えておられるのかです。

私は、田代さんが一番最後に法務省から外字文字の制限等、ちょっと注意がついているということがありましたけれども、私はどっちが先かどうかはわかりませんが、この方針の整理が、外字の同定作業の後なのか、前なのか、同時なのか、その辺のスケジュールが明確ではなく、また、インターネットでの扱いの問題もあり、民間では既に今、常用漢字とか何かに置きかえたようなことを平気でしていらっしゃる——平気と言ってはちょっと語弊があるかも知れませんが、そういったネット時代に今後の進め方として、この研究会でどういう方針・考え方でやっていくのかと。我々は、自治体の職員でございますから、自治体のことだけを考えればよいのでしょうかけれども、オープンガバメントもいろいろと国もおっしゃっておられます、そういったものを含めたような話になっていくのかどうか、これから進める方針といいましょうか、素案が出てからの判断でしようけれども、外字のあり方についてどういう方針・判断をしながらなのか、これは心構えといいましょうか、そういうところを教えていただければと思います。現時点では歩きながらと考えていらっしゃるかもわかりませんけれども。

【須藤座長】 2点、それでは中間標準レイアウトをもうちょっとわかりやすくというのと、あと文字情報。

【小池高度通信網振興課長】 まず、1点目につきましては、旧システムから新システムと書いてありますけれども、これは非常に一般的な話として書いているわけですが、実際にいろいろな自治体関係で、今、クラウドサービスの導入を検討されるというときに、当然のようにどのベンダーを選ぶかという局面に直面するわけでございますので、その際に何が問題なのかといったときに、データ移行の問題になる。私どもはクラウドを推進する立場なわけですけれども、有識者懇談会においてどういうハードルがあって、それをどう解決していったらいいのかというときに問題になった、その問題がこのデータ移行の問題であるということでございます。このデータ移行そのものは今までありますし、今でも現時点でもあるわけですけれども、1つの大きなハードルとしてこの問題があるということで、これを契機に取り組む、そういう説明をさせていただいているわけでございます。

それから、外字の扱いについて、これは非常に難しい問題といいましょうか、正直、なかなかお答えするのは難しい問題ではあるわけですが、実際に先ほどちょっと東近江の田さんからもお話をありましたけれども、500字とか、あるいは1,000字とか、外字

が自治体にあったときに、それが文字情報基盤にある漢字との関係でそれがどういう字なのか、そういうことについては、これはだれもまだ調査もしたことがありませんし、まず、今構築されつつある文字情報基盤との関係において、自治体の相当多数に上る外字がどういう位置づけになるのかということを調査しようというのが、率直に申しまして、この趣旨でございます。

それが非常に多くオーバーフローする、含まれないものが多数あるというときに、では、それをどうしていくのかという問題が別途生じてきます。それは、本研究会の中でこれについてもご議論いただくことになる可能性ももちろんあるんですけども、場合によっては、ほとんどが文字情報基盤に含まれてしまう、そういうケースも想定されます。そういう場合には、文字情報基盤をどうしていくかというふうな、どのようにして表示していくかというふうな問題に集約されていくわけでございます。

そういう意味では、ちょっとそこは若干調査しながら、また改めて並行して検討していくべき部分も実はあるということでございまして、現状を申しますと、そんなところでございます。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

文字情報のところで民間などはもう置きかえて、みなして、丸めてやっているケースということで、植村委員、そういうこともあるから、そんなに深刻に考えなくてもいいのではないかというニュアンスに僕は受けとめられたんですけども、確かにこちらがお金を上げるときは呑むと思うんですけども、「金を払え」と言うときに「文字が違う」と言う可能性が高いんです。だから、その対応が必要で、そういう意味で住民制度側はだから文字の分別があって、金を取るときは結構食らいついてきますから。食らいついてなんて言ってはいけないけれども、住民の人が結構神経質に対応されます。だから、やっぱり民間のサービスとは大分行政に対する姿勢が違います。その対応は必要になるだろうということであります。

他はいかがでしょうか。

では、橋本さん。

【橋本委員】 では、2点だけお願いします。

1つは、外字の調査が今日までということなので、ちょっとこれは今後できるかどうかなんですかけども、外字がどういうところで使われているかというような調査ですね、住所なのか、名字なのか、名前なのか。今だと特に外字テーブルの中を見て何字あるかとい

う報告だと思うので、そこが実際のマスターの中にどういうところにそういう字が使われているのかまでちょっと調査していただきたいという気がちょっとあるのですが、それはちょっと時間的に間に合うかどうかがちょっとあります。

それから、標準レイアウトなんですけれども、今の例ですと、データ項目の部分が出ているのですが、コード関係については、これはどういうふうに表記されるとか、コードではなく、それを展開した形というんですか、例えば性別が1と2でやったときに、それは1が男で2は女だみたいなところの、文字でレイアウト上表示しなさいみたいな形になるのか、ちょっとそこら辺を教えていただければと思います。

【小池高度通信網振興課長】 外字につきましては、まさにご指摘のとおり調査も、今、行っていますので、ちょっと追加でということは難しい状況にあります。字形も、提出だけでもものすごく膨大になりますので、それに付随してのデータ収集はなかなか難しいかなという我々の判断もございまして、今回、字形のみの調査とさせていただいたところでございます。

それから、2点目の例えば男性・女性の区分けといいますか、それについてのコード、それについては、1ページで言うところの属性情報ということになると思います。そこもちょっと私の話もよく個別の属性情報についてはどのようなフラッグがついているとか、いろいろあると思うんですけども、そこは実際のパッケージを見ながらちょっと個別に判断をしていくということしかないかなと思っております。

非常にさまざまな工夫もされているというのは、しかも、各ベンダーごとにいろいろな工夫がされているという実態だと思いますけれども、そういう中で、まさに今おっしゃったようなところを調整するのが一番時間がかかるのかなと、ちょっと私も思っておりますが。

【須藤座長】 どうぞ。

【橋本委員】 外字については、特に名字の部分の外字は、特に親から子供に連綿と多分継がれると思うんですけども、住所とか名前、その辺はやっぱりちょっと集約できるのかなというところもあります。それから、コードの関係については、やはり画面に出ているものだと帳票に出ているようなところについては、すべてコードを固有名詞のようなものに展開して標準のレイアウト上に載せてもらえると、非常に多分使い勝手がいいのではないかという気がちょっとしております。

以上です。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

では、原田委員。

【原田委員】 具体的な議論が活発に行われておりますが、また本日、第1回ということで本研究会の位置付け等について、お聞かせ願いたいことがございます。

本日の参考資料にもございましたが、先月、自治体クラウド推進本部有識者懇談会のとりまとめがございました。多分、この有識者懇談会または推進本部が一番大きな骨子を作成し、今回はデータ移行であるとか標準レイアウトの作成等について、検討することと認識しておりますが、この有識者懇談会から出たとりまとめとの関連と申しますか、その辺を再確認させていただければと思います。

また、同とりまとめの中の14ページに、自治体クラウドを導入した後には、経費の縮減であるとか、業務の改善・効率化というものが図られる旨の記載がございますが、この実現に向け、協力していきたいと思っております。

一方で、そこへ至る課題の1つとして、例えば、現状の電算システムをデータセンターへ移す等、情報通信基盤を刷新・構築するための経費が発生することも事実でございます。そこで、とりまとめの中でも、段落の最後でございますが、こうした初期の負担に対する支援のあり方についても検討を行うことが必要と明記されていますが、これはまた別のテーブルで議論されるかと思うんですが、これらも含めた、全体的にどういう関係で自治体クラウドの実現に向け議論が煮詰まっていくのか、また、有識者懇談会のとりまとめ、さらには推進本部のもと、須藤先生をはじめとした本研究会の位置づけについて、その辺の確認ということで見解を伺えればと思います。

【須藤座長】 では、小池さん、どうでしょう。

【小池高度通信網振興課長】 とりまとめとの関係につきましては、先ほどもご説明させていただいた部分もあるんですけれども、13ページの②、最初の「相互運用性を具体的に確保する取組」の一環として、「データの標準的な表現形式の構築」ですとか「外字の実態調査」という項目、これはやはりご提言がございましたので、私どもとして予算の中で調査を行う、作業を行うということで取り組んでいるものでございます。

また、⑤、財政支援等につきましても先ほどちょっと触れましたけれども、データ移行でございますとか共同の計画、こういったものの策定経費だったと思いますけれども、これについての特別交付税措置については23年度において、これは予算ですので、24年度はどうなのかとはなかなかちょっと言いがたいものがありますけれども、そういった措

置についてはこういったとりまとめを踏まえて措置がされていると伺っております。

そういう意味で、こういったとりまとめを1つのきっかけとしまして、私ども、23年度の自治体クラウドの推進に当たっているというのが現状でございまして、今後、まさにどうなるかということになりますと、15ページになりますけれども、私どもがとりまとめました効果提案項目の例などを参考にしていただきまして、この②に書いてありますように、「平成23年度以降速やかに各自治体において事業者の提案等を資料として導入の検討を行うことが望ましい」ということで書いてあります。

そういう意味で、いろいろなところで私もご説明させていただいているけれども、本年度以降、システムの更新時期というのも他方ではありますので、そういったものとの兼ね合いも見ながら、ぜひとも導入の検討をしていただきたいということで強く私も説明をさせていただいているところでございます。

震災の影響もありまして、クラウドについての関心も高まっているこの時期でもございますので、そういう意味で積極的に情報収集していただいて、よく検討していただく、これがまず第一に重要なと考えております。

【須藤座長】 すみません、平成23年度の地方交付税措置というのは、どのくらいの金額になっているんでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 これは特別交付税措置ですので、特別の財政需要が生じた場合に、これだけかかりますという形で総務省に出していくだくという形になると思いますので、逆に言いますと、どのくらいの措置なのか、実は特別交付税というのは全体で1兆円とかその額がはっきり決まってくるものですので、その中で全体の配分という形になります。そういう意味では、最初に予算があって配るというものではなくて、これだけの財政需要が生じましたということをまずご報告いただく。そういう意味では、結果的に措置するというふうな仕組みになります。

【須藤座長】 ありがとうございます。

それから、来週の月曜日、大臣への答申、平成23年度第17号で「知識社会……」、タイトルを忘れてしまったんですけれども、そこで自治体クラウドを明確に明文で出して重点政策項目で出ているんです。すると、来年度の概算要求あるいは地方交付税の交付関係も、これは交付税のところは自治行政局が絡むところですけれども、ただ、予算化の面で言うと、来年度以降はあれが認められると、結構概算要求を持っていける枠ではあるとは思うんです。ただ、それを具体的にどう概算要求化するかはわからないけれども、しかし、

それが書いていないとするなら、そんな大規模な予算化はできないけれども、答申に書き込むことは結構動ける体制を総務省は今作りつつあるということは言えますので、これはテレコムと自治行政局の協力でやっていただかないといけないことですが、内部的に言うと大変だとは思うけれども、いろいろご検討はいただきたいと思います。

そういう意味では、今までだとクラウド化の目途が今後24年度以降はどうなるかさっぱりわからない状況は実際のところあったわけですが、何とか軌道には乗せることができるのがかなとは思います。おそらくこれと税・社会保障は連動してしまうんですよ。一体改革の流れで。要するに自治体が基盤整備してくれない限り、あんなものは絵に描いた餅になりますから、基礎的自治体のデータが重要になってくるので、そうすると、それでいくと、何かまだ何とも言いがたいところですけれども、一応、記者会見ではそこら辺の質問も出るだろうと思って想定問答で用意しておいたんですが、出なかつたのでよかったです。いましたけれども、まあ十分にそこら辺は考えられるということです。ただ、具体的なことはまだ何とも、行政官の方々はこれから概算要求に向けていろいろ準備なさると思うので、来年度以降のことは何とも言いたいです。

他に何かございますでしょうか。

【村田委員】 ちょっと突飛なことを聞いていいですか。

【須藤座長】 はい。

【村田委員】 ちょっとうちの課内でクラウドの話を最初いろいろな協議をしていた中で、本当に突飛な話なんですが、国でシステムを作っていただいて全国の自治体が使わせていただくというようなクラウドの発想みたいなものは、もともとはなかったのでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 システムと仕事の仕方は非常に密接なものかと思うんですけども、しかも自治体、例えば市町村一つとっても、人口5,000人ぐらいの村から何百万という政令市、大都市もあるわけですし、仕事の仕方はもうかなり違いますよね。

1人の職員がカバーしている範囲も違いますし、そこはもう全然違うという感じですので、ですから、今、現に各自治体で使われているパッケージも本当に違っているという、もちろんそれは法定的なものは共通のものはありますけれども、構造というのでしょうか、どういう組織で、どんな感じで何人ぐらいの人がそういうものを使っているかとか、そういったモードはかなり違う部分がございますので、現実の今のシステムはそれぞれの各自治体の仕事のやり方に合っているのだとするならば、かなり国からというか、上からという

のか、横からというのか、第三者がこのシステムでやれと言うのは非常に大変なことというか、難しいことではないかと思います。これは個人的な意見ですが、現にそういうお考えを持たれる方もいらっしゃるとは思うんですけれども、国においては現実の制度を法律で作る中で、それをその仕事をいかにしてやるかということについては、各自治体さんでシステムを、あるいはその体制をそれぞれ、そのご判断で決めているという部分もございますので、その流れからすると、なかなか今のお話は難しい部分が大きいと思います。

【村田委員】 ありがとうございます。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

これから業務のあり方も含めて、実は熊本で講演してきたのは、L A S D E Cの補助事業で関西の自治体連合が業務分析のソフトを作っているので、富士通さんのご協力を得て作って、それを九州の自治体も使うというところが出てきたので、そのプレゼンをしてきたわけです。

業務の中身を分析すると、合理的な業務のあり方は分析できます。データに基づいてそうすると、慣行でやっているけれども、必ずしも適切ではないという業務はいっぱいあるんです。組合の関係でやむなく置いているとかというのも自治体の方だとよくご存じのとおりあると思うんです。そこら辺は、もう外部化するものは外部化する、共同でやるところは共同でやる、独自でやらなければいけないことは独自でやらなければいけないというのを論理的にきっちりと分ける。そういうニーズは、結構、基礎的自治体で出てきているので、そういう動きが広まっていけばいいのかなと思います。

他に何かございますでしょうか。

【小出委員】 千葉県ですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、中間標準レイアウト作成ということで、先ほどちょっと一例として小差は切り捨てるような事例の話があったんですけども、この考え方は、標準的なものを中間レイアウトを作つて、場合によってはB P Rという意味合いで事務もこれに合わせるということまでお考えになられたようなこれは研究会なんでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 いや、これはあくまでもデータの移行の話でございますので、結論から言いますと、B P Rとは関係はありません。ただ、B P Rと関係があるのは、実際にクラウドを導入する際に、例えば、10の市町村で導入する際には、B P Rをしながら導入しないとこれは導入できないという部分がございますので、このデータ移行に関しては、直接自治体の業務がどうなるということには全くつながらないと思います。

【小出委員】 ということは、先ほど何かどちらかというと切り捨て方式というような形で聞こえたんですけれども、そうすると、足りないものについてはカスタマイズなり何なりして付け加えていくというような形になるんでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 私もパッケージの中で足らないものがあるという、ちょっとそのケースはよくわからないんですけども、基本的には必要なものは全部ないと、もたないのではないかと思います。ちょっとそういう意味で、足らないパッケージがあるんだったら、それはなぜそういうものがあるのだろうというのは、あまりイメージが浮かばないのですが、基本的には今使われているパッケージですので、きちんとした仕事ができている。したがって、必要最低限のものは満たしたパッケージが例えば10あるとして、その中のどこまでを取り込むのが適切かという、その判断だと思うんですが。

【小出委員】 ただ、基本的に共同利用ということを考えると、最大公約数的なものを確保しておいたほうがいいのかなというような気はするんです。

あと1点、このワーキンググループということで検討、中間標準レイアウトを作成していただくことになると思うんですけども、この構成メンバーはどういった方たちがこのワーキンググループに加わるのでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 今後、実際にその受託していただくところを決めるわけですが、これは単一の、ベンダーさんとは必ずしも決まりませんけれども、ベンダーさんなどのそういった関係の業者の方が1社または数社でまず原案を作っていただくというような形になると思います。そこからまたオープンにいろいろな各ベンダーさんから意見を聞いて、調整していくというふうな作業になると思います。

【小出委員】 おそらく先ほど切り捨て的な話があったかと思うんですけども、少数派、多数派ということではなくて、各項目の重要性、意味合いを踏まえた上でそういったことは、多分、検討していかなければいけないのかなと思うので、実際には現場の声が必要なのではないでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 基本的な考え方としては、先ほどちょっとおっしゃいましたけれども最大公約数的なものということでございますし、それから、何が何でも多数決で決めるということではなくて、法定業務を行う際にはどういう項目が必要かという、そういう適正さの判断から決めていくということになりますので、実際にそのデータを移行した後は、実際のシステムがまた本来あるシステムで稼働するわけですので、今、私たちの射程範囲に置いているものについては、いかに適切にデータ移行できるか、そういう

観点での判断になっていくと思います。

【小出委員】 ありがとうございます。

【須藤座長】 どうもありがとうございます。

そのニーズとかカスタマイズの問題が出ていますけれども、また、この例を出すんですけれども、環境が変われば自治体の状況も変わってしまうんです。特に大きいのは、与謝野さんが、革命が起こるとおっしゃっているように税と社会保障の一体改革が本格的に動くとなると、自治体がもうこんなのを抱え込んでやっていられないと、もうクラウドでやったほうがいいとか、いろいろな問題が出るんです。だから、今までの職場慣行とか業務慣行を前提に考えると、必ずしも適切ではないことが起こりますから、未来も見据えた上で我々は判断しなければいけない。

現場の声は最大限重視しなければいけないけれども、それにこだわり過ぎても未来志向ではなくなりますので、そこは念頭に置いてください。特に県庁はまだいいんですけれども、基礎的自治体がこれから相当苦労しますから、その対応が必要になります。財政的な措置からシステムの情報政策課が手を出せなかつたような領域も突っ込んでいかなければいけなくなります。各課の原課じやないと触るなと言っているようなところも触らないといけなくなりますので、そこら辺はかなり大胆にいかないといけない。その助けるための基盤整備だと。その基盤整備の自治体クラウド、そのための基礎的な研究をこの研究会はやると。これによってどうこうという行政的措置というよりも、まず基礎を固める。どうやったらできるかということをやるのがこの委員会のタスクかなと思うんですが、小池さん、それでいいですよね。

【小池高度通信網振興課長】 はい。

【須藤座長】 ということです。よろしくお願ひいたします。

他に何かございますでしょうか。

【山澤委員】 先ほど小池課長さんもおっしゃられまして、どうして必要な機能がないのという話ですけれども、やっぱり自治体の規模が違えばやる業務の内容が違いますよね。うちも合併で、村と、町と、市が合併している。当然、村であればレアケース、100件あったのが1件しかないというのが、1万人、10万人の規模になれば、その1件が10倍、100倍になるわけです。結局、件数がいっぱいあれば、それに対応した機能が必要です。機能も必要だし、項目も必要です。だったら、先ほど前段で言った項目がないという意味は、三条市から見たとき、システムは効率的にやるためににはやっぱり項目も必要だ

し、機能も必要だよということです。結局、中間ファイルを検討されるベンダーさんが、どういうレベルの自治体を対象に、必要とする項目——機能はこれは別ですけれども——なのかというところの視点が、ある程度やっぱりはつきりしてもらわないと、だんだん少ない項目となってしまう可能性があるのかなとちょっと懸念しておりますので、ある程度、少なくとも平均以上の——平均がどこなのかちょっとわかっていないんですけども、一定のやっぱり規模以上の自治体が必要とする項目はやっぱりカバーしていただきたいというのが1点です。

もう一つ、項目に関するお話をうと、都道府県税課の税務管理官さんもいらっしゃいますけれども、固定資産税は昔からの評価額をもって計算してこないとはじけない仕組みになってしまっているんです。本則に達しないという意味で。ちょっと説明はあれですけれども、3年に1回評価替えになりますけれども、大昔からの評価額を持っていない限りは正しい計算ができないような制度に今はなっています。それは、データ移行するにしても、マスターの持ち方についても、非常に難しい。やっぱり業者によってばらつきがある項目なんです。よく自治体から、もう今までのご破算にして、もう一度、今にほとんど近い形で考え直してもらえないのかなということが本音なんです。

ちょっと外れましたけれども、そういう意味も含めて、何とか制度の標準化を図っていただきたいというお願いをしたいと思います。

【須藤座長】 大きい課題になりましたけれども、何か。

【小池高度通信網振興課長】 項目に関しては、今おっしゃったことで理解しました。そういう、規模によって若干の差異が出てくるというのはそれはわかりますので、一定規模以上といいましょうか、団体をカバーするというふうなことを、当然、我々も想定してやっていきたいと思います。

【荻澤都道府県税課税務管理官】 事務局でございますけれども、おっしゃるのは固定資産税の負担調整のことだと受けとめておりますけれども、地価7割評価でやっていること。ただ、その場合に、全国的に地価の評価を統一していこうとなったときに、課税標準も当然統一されるわけでございますけれども、実際にそのまま適用してしまうと、実際の税の負担が従前に比べて著しく高くなってしまうというようなところもある。そういうことを踏まえて、負担調整措置を導入して、急激に上がらないようにという形で、課税標準の特例ではないんですけども、計算方法として、現在、全国的にこういう形でやっていこうということで統一しているものでございます。

税でございますので、地方分権、地域主権の時代ですから、税を自分のところで自由に標準税率に限らず超過課税を行うとか、減税を行うとか、そういうことができていいわけでございますけれども、一番中心になる課税標準のところですけれども、そこがもう全く各自治体ごとにばらばらになってしまふというふうになると、住民の方も自分の住んでいる自治体と他の自治体で税負担がどうなのかと。全く比較できなくなってしまうというようなこともあると思いますし、現在のこの固定資産税の課税標準の出し方についてはそれなりの経緯もございますし、合理性もあるのではないかと考えているところでございます。必要か、必要でないかと言えば必要なものであろうと考えております。これはもう全国1,700の市町村いずれの団体でも必要なものであろうと考えます。

【山澤委員】 重々承知しているんですけれども、過去からの評価額、自分の記憶では三条市で言うと昭和62年ぐらいの評価額だったかなとは思うんですけども、3年に1回が評価額プラスその3年サイクルあるいは単年度サイクルの計算の仕方さえずっと引きずってこないとだめという制度なんです。そうなってしまうんです。それはベンダーもそうですし、ベンダーを乗りかえたとき、本当にこれは普通であればベンダーを乗りかえても同じ結果を出さないとだめですけれども、昔からの先祖代々と言ったら大げさでけれども、その計算を普通にやってこないとそこにたどり着けない。おおむね一致していますけれども、端数の関係で場合によっては額が大きく変わるケースもありますので、そういう、非常にやっぱりベンダーさんもつらいし、自治体も人間では到底計算できないような内容になっているんです。それを延々と続けてだんだん増える。ロジックが増えるだけの仕組みになっているんですけども、やっぱり何か見直してもらう余地があるのではないかと切にお願いしたいとは思うんですけども、よろしくお願いします。

【須藤座長】 どうですか。

【荻澤都道府県税課税務管理官】 一応、税制度に対する要望ということで受けとめさせていただきます。

【須藤座長】 僕も制度のことは慎重に言わないといけないと思いますが、今、三条さんから出た話だと、コンピュータ・サイエンスの観点から言うと、クラウドの超並列コンピューティングをやれば、結構簡単にアルゴリズムをつくれると思いながら聞いておりましたけれども、我々は、結構、高度な数学を使ってものすごく複雑な計算をするようなものを作っていますので、ただ、自治体とか今の日本の行政がそれを利用できる環境にないだけのことで、クラウドだったらできるなどと思いながら、今、話を、今の制度のもと

でも。おそらくそういう話ではなくて、もうちょっと説明しやすいような制度に考えてほしいというようなご意見だと思いますけれども、そこも含めていろいろ今後も検討していただければと思います。

他にはいかがでしょうか。もう時間が来ております。18時になりました。ここぐらいにしなければいけないと思いますが、あとIPAにちょっとお願ひしたいと思いますけれども、きのうの大蔵答申の中で、総務省としては次世代ブラウザの開発にかなり注力するということを打ち出しました。

この次世代ブラウザというのは、要するにデジタル地上波でテレビでブラウザ使える環境です。そうすると、グーグルとか携帯だけではないです。PCだけではなくて、文字情報のことがそうすると、今度はテレビ用のデータ放送に絡んでくるんです。そこら辺も念頭に置いていただきたいほうがいいと思う。それはその関係の担当官はご紹介いたしますので、その対応もおそらく今のネットワーク社会を普及させようと思ったら、もうPCじゃないんです。モバイルと、スマートフォンと、テレビになると思うんです。そこら辺を対応しないといけないということだと思いますけれども、おそらくPCは業務用にはもう適応したものだけれども、一般用ではならないでしょう。若い世代も、今はPCを使う人が減ってきてるので、スマートフォンでやっていますので、その対応が必要です。

これも財務省の人に言ったんですけども、PCを前提にした制度を作ったって、本当は使わないぞと、認証のあり方も、データベースのあり方も、抜本的に検討し直したほうがいい、今の政府の基本構想は1990年代の技術を前提に置いて考えているから、もうこれははっきり言って終わった技術だと、だから、抜本的に考え直さないと、世の中は対応しないぞ、というようなことは言いましたけれども、ちょっとそこら辺も含めていろいろ検討はもうそろそろ本格的にやらなければいけない時代に入ったなと思います。

もう時間でございます。いろいろなことを、結構、本音で各委員にお話しいただきました。今後ともそういう本音で議論していただきたいと思いますが、時間がございますので、このぐらいで打ち上げさせていただきたいと思います。

事務局においては、本日提出されましたご意見等を踏まえて実際の作業に入っていただきたいと思います。

最後に、事務局から連絡は何かございますでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 特にありません。

【須藤座長】 よろしいでしょうか。

【小池高度通信網振興課長】 はい。

【須藤座長】 以上となります。

議事録できちんと今日出た意見は集約されますので、また事務局からチェックしてくださいというお願いがあるかもしれません。ですよね、一応。

【小池高度通信網振興課長】 はい。

【須藤座長】 極力反映していただきたいと思います。

本日はご多用のところをご出席、ありがとうございます。

それから、異口同音にワーキングのことを委員は気になさっておりますので、そこら辺もできるだけ事務局から自治体の委員の皆様に適時適切な情報提供をしあげていただければと思います。

以上をもちまして第1回自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会を閉会させていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。

―― 了 ――